

令和5年度

勝浦町保育所（園）等 利用申し込みのてびき

◇令和5年4月1日からの保育所（園）等への利用申し込み

（現在入園している児童の継続申請も含みます。）

1 申込期間

令和4年12月1日(木)～令和4年12月15日(木)

8時30分～17時15分 （土・日除く）

2 申込受付場所

勝浦町役場福祉課



目 次

ページ数

保育所（園）とは	1
保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）	2
施設の利用申込み	3
教育・保育給付認定申請及び保育所（園）等の利用申込みの受付について	4
教育・保育給付認定証の交付について	6
利用調整（入所の決定）について	6
保育料（利用者負担）について	7
保育料の支払方法について	7
保育料の軽減について	8
入所決定後の注意点について	9
慣らし保育について	10
土曜日の保育についてのお願い	10
教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書 記入例	11.12
記入上の注意	13
保育料口座振替依頼書 記入例	14
勝浦町利用者負担金（保育料）基準額表	15



保育所(園)とは

保育所(園)とは、保護者が働いていたり、病気だったり、病人の看護に当たっているなど、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わってお子さんの健全な心身の発達をはかることを目的に保育(養護と教育)を行う施設です。

「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」、「友達がいない」、「社会生活を身につけさせたい」などの理由では、入所することはできません。

令和5年度保育所(園)等申込みの手続きについて

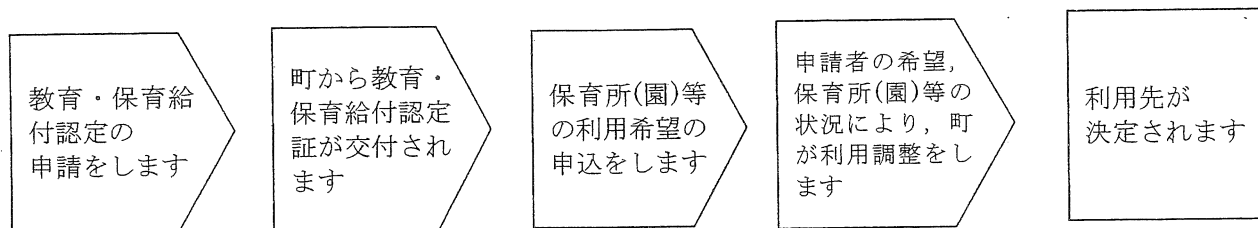
1 保育所(園)等の利用について

保育所(園)等の利用を希望される方は、利用申込とあわせて、保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の申請をして『教育・保育給付認定証』の交付を受けなければなりません。

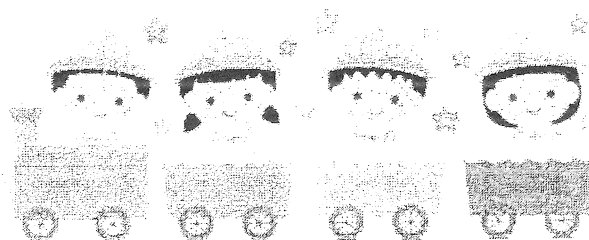
※ 『教育・保育給付認定証』とは、保護者が保育所(園)等を利用するにあたって必要となる証明であり、保育の必要性が認められた方への通知書ですので、大切に保管して下さい。

※ 『教育・保育給付認定証』の交付を受けても、入所が決定したものではありません。認定を受けることができて入所できない場合があります。

2 保育所(園)等の利用手続きの流れ

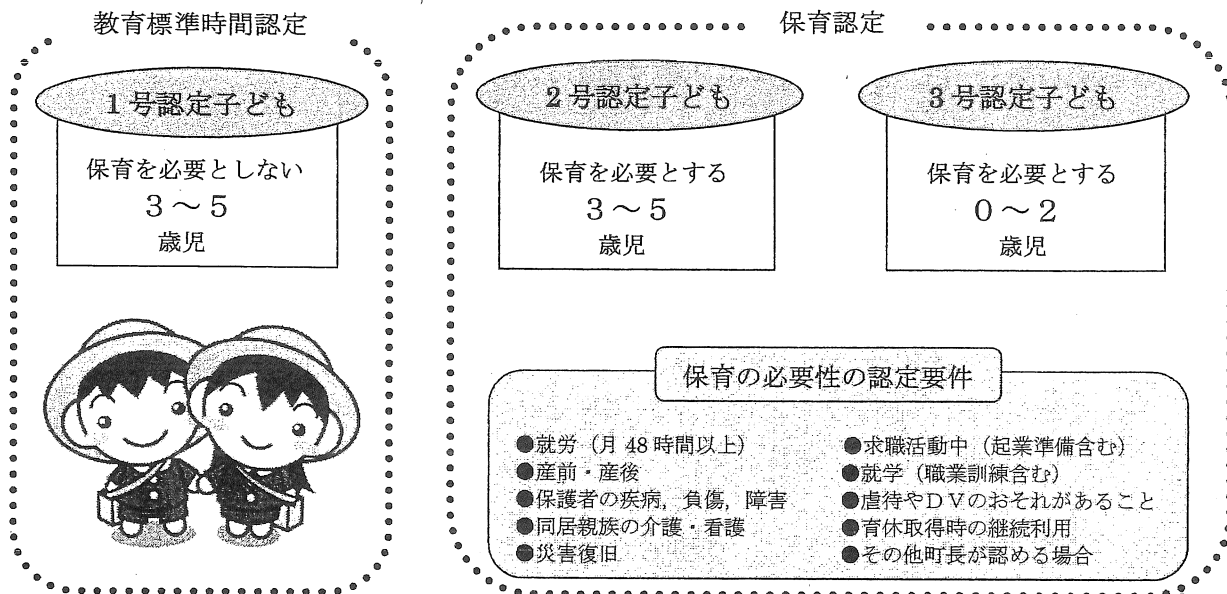


※ 支給認定申請と保育所(園)等の利用希望の申込は、同時に行うことができます。



保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)

1 教育・保育の認定区分



2 保育の必要性の認定要件と有効期間

保育の必要性の認定を受ける保護者は、以下のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件に該当するかどうかは、提出資料に基づき審査をおこないます。

認定要件	有効期間	
	2号認定	3号認定
就労（月 48 時間以上）	小学校就学前の始期に 達するまで	満 3 歳に達する日の前日まで （※）
疾病・障害		
親族の介護・看護		
災害復旧		
虐待やDVの恐れがあること		
妊娠・出産	出産後 8 週が経過する日の翌日が属する月末まで	
求職活動中（起業準備含む）	認定日より 90 日を経過する日の属する月末まで （ただし、有効期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要 状況にある場合には、期間を延長することも可能）	
就学（職業訓練含む）	保護者の卒業予定日又は研修予定日が属する月末まで	
育休取得時の継続利用	生まれたお子さんの満 1 歳の誕生日の前日が属する月末まで	
その他町長が認める場合	町長が適当と認める期間	

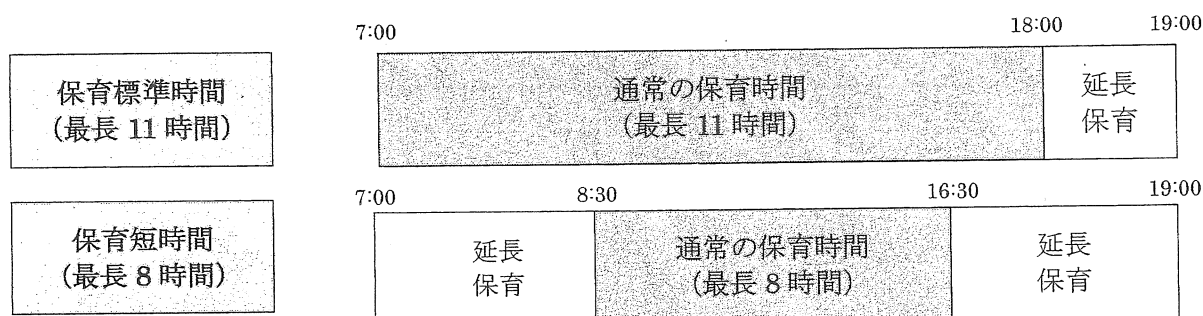
※ 満 3 歳に達することによる 3 号認定から 2 号認定への切り替えの手続きは不要です。
町から新しい教育・保育給付認定証を送付いたします。

【留意点】

- ・認定要件ごとに有効期間が異なりますので、ご注意ください。
- ・有効期間が過ぎると、保育所(園)等を利用している場合は退所(園)となります。再度、利用を希望する場合は、改めて「教育・保育給付認定申請」と「入所申込み」が必要となります。
- ・父母等の認定要件が異なる場合、有効期間が短い認定要件での認定となります。

3 保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)

認定要件によって、保育の必要量に応じて、11 時間までの利用が可能な「保育標準時間」と 8 時間までの利用が可能な「保育短時間」に分けて、認定をおこなうこととされています。また、通常の保育時間を超えた利用が必要な場合は、延長保育を利用することもできます。



保育の必要量	利用時間	認定要件
保育標準時間	最大 11 時間	保護者の就労(就学)時間が 120 時間以上/月
		妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV など
保育短時間	最大 8 時間	保護者の就労(就学)時間が 48 時間以上/月以上 120 時間未満/月
		育休取得時の継続利用

※ 認定要件が介護・看護、疾病・障害、求職活動の場合は、要する時間や状況により保育の必要量が異なります。

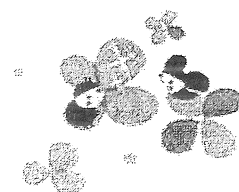
※ 認定要件がその他の場合は、保育を必要とする状況に応じて個別に判断します。

※ 父母等の保育必要量が異なる場合、保育短時間での認定となります。

施設の利用申込み

保育園の利用を希望される方は、利用申込みが必要です。教育・保育給付認定を受けられない方は保育園の利用はできません。通常、利用申込みは、支給認定の申請と同時におこないます。

入所先の決定に当たっては、保護者の就労状況、家庭状況などを基に調整しますが、より保育の必要性が高いと考えられる子どもが優先的に保育を利用できるよう、調整をおこないます。



※ 以下は国が示している優先利用事由です。

①ひとり親家庭、②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合に限る）、③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合、④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合、⑤子どもが障害を有する場合、⑥育児休業が終了する場合、⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望される場合、⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※上記①～⑧のほか、保育士の児童についても優先利用事由であるとされています。

※ ただし、この場合でも施設の空き状況等により、希望する施設に入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

教育・保育給付認定申請及び保育所(園)等の利用申込みの受付について

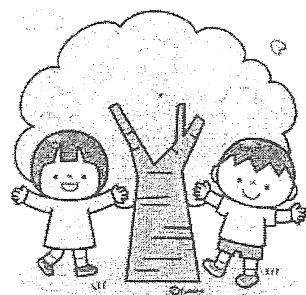
1 令和5年4月1日入所の申込み受付

① 受付期間

令和4年12月1日（木）～令和4年12月15日（木）
（土・日は除く）

② 受付場所・日時

●勝浦町役場福祉課・・・令和4年12月1日（木）～令和4年12月2日（金）
令和4年12月5日（月）～令和4年12月9日（金）
令和4年12月12日（月）～令和4年12月15日（木）



※ 新規入所児童は、入所が決まりましたら保育園にて制服の採寸と注文を実施いたしますので、必ずお子様と一緒に保育園へお越しください。

（令和5年4月1日から0歳児クラスの方は対象外です。）

※ 上記の期間以降も令和5年1月27日（金）までは、4月1日入所の利用申込みができますが（受付場所は役場福祉課）、上記の期間内に申込みをされた方から優先して利用調整します。

2 年度途中（令和5年5月～）の入所の申込み受付

役場福祉課で受付していますので、利用希望月の前月の15日（土、日、祝日の場合はその前の開庁日）までに認定申請及び利用申込みをしてください。

申込みの受付とあわせて面接をおこないますので、お子さんを連れてお越しください。
（満1歳未満の場合は保護者のみでも可）

なお、年度途中からの利用を希望される場合でも、令和4年12月1日（木）から申込みができますが、結果については、ご希望月の前月の20日以降に通知します。

3 勝浦町外に居住されている方で利用を希望される場合

① 勝浦町へ転入予定の方

勝浦町居住の方と同様に上記のとおりに申込みをしていただきます。ただし、利用希望日の前日までに勝浦町に転入されることが条件となります。詳しくは、役場福祉課までご相談ください。

② 勝浦町へ転入されない方

利用申込みなどは、居住地の保育所担当窓口にてご相談ください。ただし、利用調整につきましても、勝浦町内に在住の方を優先させていただきます。

③ 勝浦町に居住されている方で勝浦町外にある保育所(園)等の利用を希望される場合

勝浦町内に居住されている方が、勤務の都合などにより町外の保育所(園)等の利用を希望される場合は、役場福祉課へ利用申込みをしてください。

ただし、希望する保育所等がある市町村の保育所担当窓口にて、事前に申込みについて確認しておいてください。

4 申込みに必要なもの

① 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書 ※ 申請児童1人につき1部

役場福祉課窓口では通年、配布しています。

② 保育所利用理由調査票

③ 保育の必要性の認定のための書類（同一敷地内に居住の祖父母などを含む）

★の書類は役場福祉課または保育園で配布します。

認定要件	必要書類
就労（会社勤め、自営、内職、農業、漁業など）	就労証明書★ ※育休明けの方は休業中の欄の記載が必要です。
疾病・障害	疾病の証明書★、身体障害者手帳のコピーなど
介護・看護	介護・看護状況申告書★
災害復旧	罹災証明書など
DVなど	保護証明など
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙及び出産予定日の記載ページのコピー）
求職（起業準備）中	求職活動状況申告書★
就学（職業訓練）	学生証、在学証明書または合格通知書など
育休取得時の継続利用	就労証明書（育児休業の欄の記載）★、または育休証明書など
その他	保育を必要とすることを証明する書類

※上記以外にも、保育の必要性の認定において、必要書類の提出をお願いする場合があります。

④ 保育料算定のための書類

次の表の左の世帯状況に該当する場合は、右の必要書類を提出してください。

世帯状況	必要書類
令和4年1月1日に勝浦町に住民票がなかった保護者で、 <u>個人番号の提出がない場合</u>	令和4年度所得課税証明書 個人番号の提出がある場合は、個人番号制度の情報連携により住民税が課税されている市町村に課税額を確認します。
ひとり親家庭の場合	戸籍謄本または、児童扶養手当証書の写し
在宅障害児（者）のいる世帯	交付を受けている手帳等の写し

※上記以外にも、保育料の算定において、必要書類の提出をお願いする場合があります。

⑤ 個人番号について

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育給付認定申請書兼利用申込書に個人番号の記載が必要になります。また、提出時に個人番号を記載されている方全員の番号確認と提出者の方の本人確認が義務付けられているため、お手数ですが、受付時に次の各項目のいずれかの原本を提示するか、コピーを提出していただきますようよろしくお願いします。

番号確認に必要なもの

- 個人番号カード
- 個人番号通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し

本人確認に必要なもの

- 個人番号カード
- 運転免許証などの官公庁から発行・発給された写真表示のある身分証明書なお、写真表示がない身分証明書の場合は、2つ以上の身分証明書（健康保険証、年金手帳など）をご用意願います。

教育・保育給付認定証の交付

保護者から提出された教育・保育給付認定申請書および保育の必要な事由の証明書などに基づき、町が保育の必要性を判定して、教育・保育給付認定証を交付します。

※ 教育・保育給付認定証が交付されても、保育所(園)の利用が決まったわけではありません。認定を受けることはできても入所できない場合もあります。

利用調整(入所の決定)について

入所については、保護者の就労状況、家庭状況などに基づき調整・決定します。4月からの入所については、2月下旬以降に結果を通知します。また、5月以降の途中入所については、ご希望月の前月20日以降に結果を通知します。

なお、ご希望月に入所できない場合は、「入所保留通知書」を送付します。認定期間中（令和5年度内）申込内容に変更がない場合は、翌月以降も利用調整を行い、入所が決まった方から、順次通知します。

※ 認定事務が集中するため、審査に時間を要することから、保育の必要性の認定及び利用決定が申請日より 30 日を過ぎることもありますのでご了承ください。

保育料(利用者負担)について

父母の市町村民税所得割額の合算により決定します。(ただし、祖父母が利用児童または父母を税の扶養にとっている場合、生計の中心が祖父母などの場合には、祖父母の税額を合算して決定することもあります。)

対象となる市町村民税所得割額は、４月から８月が令和４年度分（令和３年分所得に対する市町村民税）、９月から翌年３月が令和５年度分（令和４年分所得に対する市町村民税）です。

【保護者負担金（保育料）の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
											
令和４年度の市町村民税を基に 保育料を算定					令和５年度の市町村民税を基に保育料を算定 (９月に保育料を変更)						

- ※ 保育の必要量の区分（保育標準時間・保育短時間）によって保育料は異なります。
- ※ 保育料算定にあたり、市町村民税の課税状況を福祉課で調査させていただきます。
- ※ 所得申告（収入なしも含む）されていない方は、勝浦町役場税務課にて申告手続きが必要です。
- ※ 所得の申告をしていないなどで令和4年度市町村民税課税額が分からない場合は、仮保育料で決定します。仮保育料の方は、市町村民課税証明書の提出、または役場税務課への申告をしていただいたのちに、入所時までさかのぼり変更します。

保育料の支払方法について

「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印のうえ、下記金融機関へ持参し手続きをしてください。

- ※ 阿波銀行 ・ 徳島大正銀行 ・ 東とくしま農協
- ※ 口座振替に手数料はかかりません。
- ※ なお、保育園ごとに設けられた延長保育時間に保育を利用する場合、保育料とは別に延長保育料が必要です。延長保育料が必要な時間帯、金額は保育園ごとに決められていますので、詳しくは各保育園にお問い合わせください。
- ※ 振替日は、原則として毎月２６日（土日祝日の場合は翌開庁日）です。
- ※ 保育園を休まれても、保育料は月額分お支払いいただきます。

保育料の軽減について

1 第2子以降の保育料について

- ① 同一世帯で兄弟姉妹同時入所の場合
最年長の子ども（第1子）が別紙の勝浦町利用者負担金（保育料）基準額表（以下「基準額表」という。）を基にした保育料の全額、第1子を除き最年長の子ども（第2子）が基準額表を基にした保育料の半額です。
- ② 年収約360万円未満相当※1の世帯について
ひとり親世帯等※2は、第1子を半額、第2子以降を0円とします。また、ひとり親世帯等以外は兄弟姉妹の年齢制限を無くします。ただし、ひとり親世帯等で、基準額表のB階層に認定された場合、また、ひとり親世帯等以外で市町村民税非課税世帯の第2子は、無料です。

※1 「年収約360万円未満相当の世帯」の要件

ひとり親世帯等	ひとり親世帯等以外
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満 (B階層～D3階層の一部)	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満 (B階層～D1階層の一部)

※2 「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯

- ① 母子世帯等（別居又は離婚調停中である場合は除く。）
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯です。
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

2 第3子以降の保育料について

18歳未満の子どもが3人以上いる世帯において、第3子以降の保育料は無料です。

入所決定後の注意点について

入所が決定した後、各保育園での入所準備会がありますので必ず参加してください。
その他以下のことについて、あらかじめご了承ください。

1 保育時間について（平日・土曜日）

保育標準時間認定

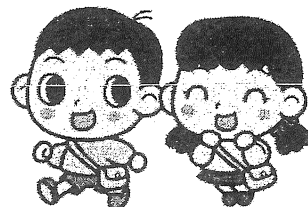
通常の保育時間 (7時00分～18時00分)

延長保育 (18時00分～19時00分)

保育短時間認定

通常の保育時間 (8時30分～16時30分)

延長保育 (7時00分～8時30分) (16時30分～19時00分)



2 保育園入所申込み事項に変更があった場合について

次のような場合には、すみやかに役場福祉課まで届けてください。

- ① 世帯の状況が変わったとき
- ② 転居して住所が変わったとき
- ③ 勤務状況等が変わったとき
- ④ 仕事を辞めたとき
- ⑤ 育児休業を取得するとき
- ⑥ その他家庭の状況や生計を共にする家族の状況に変化がみられたとき

3 保育園の変更

年度の途中の転園を希望される場合、役場福祉課に申請が必要です。

4 保育園の退所

転居などにより、年度の途中で退所する場合は、速やかに退所届を役場福祉課へ提出してください。用紙は、各保育園または役場福祉課にあります。

5 保育の実施解除

保育実施期間中に認定要件に該当しなくなった場合や、里帰り出産や疾病などで長期（概ね1ヵ月）にわたり通所しない場合は、保育の実施を解除することがあります。

6 食物アレルギーがある場合

食物アレルギーのあるお子さんについては、アレルギーに対応した給食を可能な範囲で提供していますので、医師の意見書、診断書などを入所日までに保育園へご提出ください。

7 台風など自然災害について

台風など自然災害により登園・降園に危険をとまったり、保育実施が危険と判断された場合には、登園の自粛や早めのお迎えを依頼することがあります。

慣らし保育について

保育園にはじめて入所すると、子どもは保護者と離れて過ごすことや、慣れない場所で集団で過ごすといった環境の変化に、とまどいや不安を持つことがあります。

そのため、子どもが保育園での生活に無理なく慣れることを目的としておこなう保育が、「慣らし保育」です。

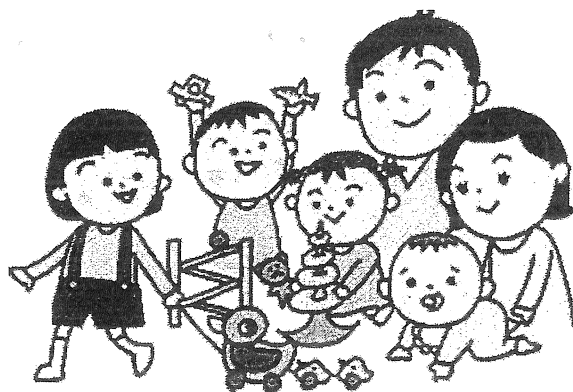
最初は、1～2 時間の保育から始め、お子さんの年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていきます。

早いお迎えをお願いすることとなりますが、お子さんにとっても大切なものですのでご協力ください。

なお、仕事の関係などで、短い時間の保育が不都合な場合には、お子さんの状態をみながら個々に対応させていただきますので、各保育園にご相談ください。

土曜日の保育についてのお願い

ご家庭で保育できる方については、お子さんとのふれあいを深めるためにも、ご家庭での保育にご協力いただけますよう、お願いいたします。



【記入例】教育・保育給付認定（新規）変更・継続）申請書 教育・保育施設・地域型保育利用申込書

年 月 日

必ず提出日を記入

勝浦町長 殿

個人番号カード等で確認

令和5年4月1日
時点での年齢

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育施設の利用申込をします。

申請児童	フリガナ	カツウラ タロウ	生年月日	令和●●年●月●日		年齢	●● 歳
	氏名	勝浦 太郎	性別	(男) ・ 女			
	住所	〒771-4395 勝浦町大字久国字久保田3番地		個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
アレルギーの有無		有 ・ (無)		障害者手帳等の有無		有 ・ (無)	
保護者	フリガナ	カツウラ イチロウ	自宅	0885-42-1502			
	氏名	勝浦 一郎	連絡先 携帯(父)	090-1234-5678			
			携帯(母)	090-8765-4321			

認定者番号

※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入して下さい

保育の希望

保護者を最初に記入し、同居している親族等の全員について記入

(有) 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）

世帯員全員の個人番号カード等で確認

入所する児童からみた続柄

有に○を付けた場合手帳の写し添付

①世帯の

区分	フリガナ 氏名	個人番号	児童との続柄	生年月日	性別	職業・学校 保育所等	市町村民 税課税の有無	障がい の有無	同居 別居
児童の世帯員	カツウラ イチロウ 勝浦 一郎	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	父	明・大(昭・平・令) 年 月 日	(男) ・ 女	会社員	(有) ・ 無	有 (無)	(同居) 別居
	カツウラ ハナコ 勝浦 花子	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	母	明・大(昭・平・令) 年 月 日	(男) ・ 女	会社員	(有) ・ 無	有 (無)	(同居) 別居
	勝浦 ○○	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	兄	明・大(昭・平・令) 年 月 日	(男) ・ 女	学生	有 (無)	有 (無)	(同居) 別居
	勝浦 ☆☆	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	妹	明・大(昭・平・令) 年 月 日	(男) ・ 女	保育園児	有 (無)	有 (無)	(同居) 別居
	勝浦 □□	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	祖父	明・大(昭・平・令) 年 月 日	(男) ・ 女	農業	(有) ・ 無	有 (無)	(同居) 別居
	勝浦 △△	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	祖母	明・大(昭・平・令) 年 月 日	男 (女)	農業	有 (無)	有 (無)	(同居) 別居
				明・大(昭・平・令) 年 月 日	男 ・ 女		有		

複数の職業についている場合、主なもの一つ記入

就学前までの希望の期間

適用無し

適用有り(年 月 日保護開始)

令和4年度市町村民税の課税の有無について記入

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

該当すれば「適用有り」に○を記入

利用を希望する期間		令和5年4月1日から 令和●●年3月31日まで	
利用を希望する施設名	希望施設名	希望理由	事業所番号*
	第1希望 勝浦みかん保育園	例) 家から近い 通勤経路にあるため 兄弟姉妹が入所しているため	
第2希望 勝浦こすもす保育園			

○ 「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。

* 印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

(表面)

③ 希望する利用曜日・時間

利用曜日	☒ 月曜	☒ 火曜	☒ 水曜	☒ 木曜	☒ 金曜	☐ 土曜	利用時間	8:30から 17:30まで
------	--	--	--	--	--	-----------------------------	------	----------------

④ 保育の利用を必要とする理由

希望する利用曜日に☑を記入

※保護者の労働又は疾病等により、保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

続柄	必要とする理由	備考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☐ 左記以外	

⑤ 税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民(保護者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用料・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

必ず保護者氏名を記入してください

以下は町記載欄のため記入は不要

* 町記載欄

実保育必要時間	1日あたり平均 実保育必要時間	×	1ヶ月あたり平均 実保育必要日数	=	1ヶ月あたり平均実保育必要時間 (通勤時間も含む)
---------	--------------------	---	---------------------	---	------------------------------

受付年月日	年 月 日
-------	-------

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否	支給(利用)期間	
可・否 (否とする理由) [☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型]	自 年 月 日 至 年 月 日	
入所施設(事業者)名		
(☐ 認定こども園(□連(□幼 □保) □幼(□幼 □保) □保(□保 □幼) □地(□幼 □保)) ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型(□小 □家 □居 □事)		
備 考		

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
-------	-------

施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) 無
備 考	

記 入 上 の 注 意

この教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設・地域型保育利用申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、町役場に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

(表面)

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、生年月日、年齢（令和5年4月1日時点）、住所、個人番号を記入し、「性別」「アレルギーの有無」の欄は該当するものに○で囲んで下さい。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「保護者」欄の（連絡先）については、自宅、携帯の番号を記入して下さい。
- 4 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について必要事項を記入するとともに、「性別」、「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」及び「障がいの有無」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「職業・学校保育所等」に記入して下さい。
なお、利用者負担金（保育料）の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。
- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
- 7 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近い等）を記入して下さい。

(裏面)

※ 裏面の④「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。

（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

- 8 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。 (1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 （家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があつたりするので、その児童の保育ができない場合 (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合 (6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 (8) 虐待やDVのおそれがあること (9) 育児休業取得時中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること (10) その他、上記に類する状態として町長が認める場合

- 9 ④「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を8の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☒）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。なお、(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は（その他）にチェック（☒）し、内容を（ ）内に記入して下さい。また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。

※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(10)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入して下さい。

- 10 ④「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（☒）してください。
- 11 ⑤「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、保護者氏名を記入して下さい。

(留意事項)

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。

【記入例】

入所児童が増えたり、退所する場合も該当するところに丸印を付け提出してください。

役 場 提 出 用

勝浦町保育料
(新規・変更・取消)依頼書

(該当を○で囲む)

令和 年 月 日

取扱い金融機関

阿波銀行 勝浦支店

様

阿波銀行 徳島大正銀行 東とくしま
農協のいずれかの金融機関
支店・支所名の記入をお願いします。

※ 金融機関コード					
機関コード			本・支店コード		

保護者 住所 勝浦郡勝浦町大字 久国字久保田3番地
氏名 勝 浦 一 郎
Tel 0885-42-1502

勝浦印

つぎの③に記載する保育児童の、勝浦町保育料を 令和 年 月分から
口座振替の方法により納付したいので、約定確定のうえ依頼します。

①. この契約により口座振替をす

保育料

・必ずフリガナを記入
・濁点も1文字とし、性と名の間は
1マス空けてください

銀行届印
3部複写です。
3枚とも押印願います。

②. 指定預(貯)金口座

指 定 種 目	①普通	2当 座	3納税準備	口座名義人	フリガナ	カ	キ	ウ	ラ	イ	チ	ロ	ウ	印
口座番号 (右づめ)					氏 名	勝	浦	一	郎					勝浦

③. 上記の口座から保育料の引き落としを依頼する児童名

※ 受付番号	児 童 名	保 育 所 名	印
	勝 浦 太 郎	勝浦みかん保育園	勝浦

新規で入所される児童の方のお名前と希望される保育所名を記入し、3枚ともに押印してください。

勝浦町受付印	金融機関受付印
	
金融機関の確認印をもらって、入所申込書に添付してください。	

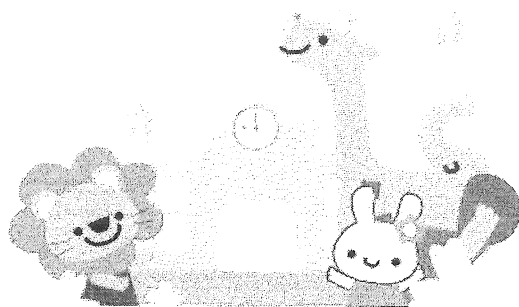
※欄は記入しないでください。

勝浦町利用者負担金（保育料）基準額表

3号認定（保育3歳未満）			
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		0～2歳児	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）「による支援給付受給世帯	0円	0円
B	Aを除き町民税非課税世帯	0円	0円
C1	町民税が均等割のみ（所得割非課税の世帯）	14,000円	13,700円
C2	町民税所得割課税額 48,600円未満	15,000円	14,700円
D1	町民税所得割課税額 48,600円以上 63,900円未満	23,000円	22,500円
D2	町民税所得割課税額 63,900円以上 75,900円未満	28,000円	27,400円
D3	町民税所得割課税額 75,900円以上 97,000円未満	30,000円	29,400円
D4	町民税所得割課税額 97,000円以上 125,400円未満	30,000円	29,400円
D5	町民税所得割課税額 125,400円以上 149,400円未満	35,000円	34,300円
D6	町民税所得割課税額 149,400円以上 169,000円未満	43,000円	42,100円
D7	町民税所得割課税額 169,000円以上 253,800円未満	43,000円	42,100円
D8	町民税所得割課税額 253,800円以上 301,000円未満	47,000円	46,000円
D9	町民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	48,000円	47,000円
D10	町民税所得割課税額 397,000円以上	48,000円	47,000円

【留意事項】

- 1 階層区分の町民税所得割課税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の特別控除をする前の税額となります。
- 2 右欄の「保育標準時間」、「保育短時間」に記載されている金額は月額です。



保育所（園）入所についてのご相談等は

勝浦町役場福祉課	42-1502(直)
IP	050-3438-7148(代)
勝浦こすもす保育園	42-3077
IP	050-3438-7473
勝浦みかん保育園	42-2246
IP	050-3438-9653

